

公益財団法人黒部市体育協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人黒部市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県黒部市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツの普及並びに振興に関する事業を行い、市民の健康と体力の増進並びに競技力の向上を図り、明朗で活発な体育文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の生涯スポーツの振興並びに健康増進及び体力の向上を図るための情報提供、調査及び研究に関すること。
 - (2) スポーツ行事の企画並びに運営に関すること。
 - (3) 体育、スポーツ団体の育成と相互の連絡に関すること。
 - (4) 体育、スポーツ指導者の養成と研修に関すること。
 - (5) 競技力の向上に関すること。
 - (6) スポーツ施設等の管理運営に関すること。
 - (7) 体育、スポーツ関係者の表彰に関すること。
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、黒部市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附を受けた財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 会長は、前項に規定する書類を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類は毎事業年度終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第10条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き理事会の議決を受けなければならない。

第4章 加盟団体 (加盟団体)

第11条 この法人の目的に賛同する、黒部市内の各種体育団体並びにスポーツ団体は、理事会及び評議員会の決議を得て、加盟団体となることができる。

(脱退等)

第12条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

2 会長は、加盟団体が前条に掲げる資格を失ったと認めるとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるに至ったときは、理事会及び評議員会の決議を経てこれを除名することができる。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員 40 名以上 60 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 16 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報償等の支給基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 加盟団体の加入及び脱退等
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その議案を可決する旨の評議員会の議決が

あつたものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長のほか、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印しなければならない。
- 3 評議員会の議事録については、評議員会の開催の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 役 員

(役員の設置)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって一般社団法人・一般財団法人に関する法律の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 28 条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、現在の理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 5 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が現在の評議員数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。ま

た、評議員は、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 32 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することとその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第35条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く、議決に加わることのできる3分の2以上の同意により、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし免除することができる。

(顧問及び参与)

第36条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び参与は無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 加盟団体の加入、脱退等
 - (5) 専門委員会及び専門部会の設置
 - (6) 基本財産の処分及び譲り受け
 - (7) 長期借入金
 - (8) 前各号に定めるものほか、事業計画、収支予算書等この法人の業務執行の決定
- 2 前項第6号は理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(開催)

第39条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があつたとき
- (3) 前号の請求があつた5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長がかけた時又は会長に事故があるときは、出席理事の中から互選により定める。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合は、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。
- 3 理事会の議事録については、理事会の開催日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

- 第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局及び職員に関する事項は、別に定める規定によるものとする。

第10章 専門委員会及び部会

(専門委員会及び部会)

- 第 48 条 協会に、理事会の議決を経て、専門事項を調査及び審査するため専門委員会及び部会をおくことができる。
- 2 専門委員会及び部会の名称、組織及びその他必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 49 条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の三分の二の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第 14 条についても適用する。
 - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更(軽微なものを除く)としようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

- 第 50 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を

経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむ得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(法令の遵守)

第56条 この法人は、法令を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は米屋 正弘とし、業務執行理事は白川 正秋とする。